

官報 号外

昭和六十三年二月十七日

○第百十二回 参議院會議録第五号

昭和六十三年二月十七日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第五号

昭和六十三年二月十七日

午前十時開議

第一 昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、元議員吉武恵市君逝去につき哀悼の件
一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員吉武恵市君は、去る三日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をなさげることとしたと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないものと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさ

昭和六十三年二月十七日 参議院會議録第五号

きに社会労働委員長長の要職に就かれた国務大臣としての重任にあたられた元議員正三位勲一等吉武恵市君の長逝に對しついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をなさげます

○議長(藤田正明君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を、

商品取引所審議会会長に別府正夫君を、また、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君及び杉山克己君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、中央社会保険医療協議会委員のうち伊東光晴君、商品取引所審議会会長及び同委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、全会一致をもっていずれも同意することと決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員のうち館龍一郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元議員吉武恵市君逝去につき哀悼の件 国家公務員等の任命に関する件 昭和六十三年二月十六日

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長村上正邦君。

審査報告書

昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年二月十六日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十二年に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十二年における租税の減収見込額は、約六億円である。

昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年二月十六日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十二年の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十二年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十二年の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその交付した金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項

昭和六十三年二月十七日 参議院会議録第五号

昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

七六

の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔村上正邦君登壇 拍手〕

○村上正邦君 たいま議題となりました昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、本法律案による昭和六十二年度の租税減収見込み額の算定基礎、米需給均衡化対策の具体的内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

藤田 正明君

副議長 瀬谷 英行君

及川 順郎君	片上 公人君	宮島 混君	河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君
勝木 健司君	平野 清君	吉川 芳男君	竹山 裕君	藤野 賢二君
劉田 貞子君	猪熊 重二君	添田増太郎君	秋山 肇君	野末 陳平君
橋本孝一郎君	木本平八郎君	曾根田郁夫君	中曾根弘文君	高橋 清孝君
青木 茂君	鶴岡 洋君	大浜 方栄君	田辺 哲夫君	田 英夫君
中野 鉄造君	小西 博行君	井上 孝君	遠藤 政夫君	久世 公亮君
中野 映子君	松岡満壽男君	堀江 正夫君	最上 進君	斎藤 文夫君
馬場 富君	矢原 秀男君	森田 重郎君	田代由紀男君	鈴木 貞敏君
井上 計君	広中和歌子君	大河原太一郎君	高平 公友君	村山 正邦君
林 健太郎君	星 長治君	成相 善十君	金丸 三郎君	小川 仁一君
峯山 昭範君	太田 淳夫君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君	岡部 三郎君
和田 教美君	飯田 忠雄君	佐々木 満君	沢田 一精君	川原新次郎君
三治 重信君	柳澤 鍊造君	亀長 友義君	長谷川 信君	田沢 智治君
林 寛子君	塩出 啓典君	加藤 武徳君	熊谷太三郎君	岡田 広君
高桑 栄松君	中西 珠子君	服部 安司君	木村 睦男君	遠藤 要君
栗林 卓司君	関 嘉彦君	井上 吉夫君	長田 裕二君	平井 卓志君
下条進一郎君	北 修二君	浦田 勝君	梶木 又三君	林田悠紀夫君
多田 省吾君	黒柳 明君	倉田 寛之君	岡野 裕君	堀内 俊夫君
高木健太郎君	伏見 康治君	杉元 恒雄君	佐藤栄佐久君	斎藤 十朗君
藤井 恒男君	田淵 哲也君	松浦 孝治君	宮崎 秀樹君	一井 淳治君
田中 正巳君	徳永 正利君	野沢 太三君	福田 幸弘君	田淵 勲二君
青島 幸男君	西川 潔君	寺内 弘子君	永田 良雄君	内藤 功君
佐藤謙一郎君	坪井 一宇君	上杉 光弘君	青木 幹雄君	及川 一夫君
山田耕三郎君	前島英三郎君	木宮 和彦君	小野 清子君	下田 京子君
本村 和喜君		柳川 覺治君	吉村 真事君	梶原 敬義君
		宮澤 弘君	石井 一二君	稲村 稔夫君
		仲川 幸男君	杉山 令肇君	諫山 博君
		水谷 力君	向山 一人君	上野 雄文君
		岩上 二郎君	出口 廣光君	大森 昭君
		松尾 官平君	谷川 寛三君	村沢 篤君
		坂野 重信君	前田 勲男君	丸谷 金保君
		岩崎 純三君	板垣 正君	矢田部 理君
		山東 昭子君	山本 富雄君	吉岡 吉典君
		土屋 義彦君	真鍋 賢二君	野田 哲君
		西村 尚治君	斎藤三郎君	赤桐 操君
		松垣徳太郎君	山内 一郎君	
			初村滝一郎君	
			山崎 竜男君	

安永 英雄君 立木 洋君
市川 正一君 対馬 孝且君
青木 新次君 安恒 良一君
鈴木 和美君 秋山 長造君
上田耕一郎君

國務大臣 大藏 大臣 宮澤 喜一君
政府委員 厚生政務次官 長野 祐也君
通商産業政務次官 倉田 寛之君

議長の報告事項
去る一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 飯田 忠雄君 補欠 和田 教美君
青木 茂君 平野 清君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会
理事 久保 巨君 (野田哲君の補欠)
理事 吉川 春子君 (香脱タケ子君の補欠)
理事 三治 重信君 (橋本孝一郎君の補欠)
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第五号)
農林水産省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第六号)
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

律案 (閣法第七号)
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第八号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (閣法第四号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
マンシヨン問題に関する質問主意書 (塩出啓典君提出)
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員野田哲君提出竹下総理の一連の神社参拝に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく昭和六十二年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記
異動前の官職名 氏 名 異動後の官職名 年月日 異動
警察庁長官官房会計課長 半田 嘉弘君
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房会計課長半田嘉弘君 (同日議長承認) を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 平野 清君 補欠 青木 茂君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 坪井 一字君 補欠 吉川 博君
大蔵委員
辞任 吉川 博君 補欠 坪井 一字君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一〇号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案 (閣法第一一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
恩給法等の一部を改正する法律案 (閣法第九号)
内閣委員会に付託
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案 (閣法第二二号)

文教委員会に付託
同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出レバレッジ・リースによる米國製航空機の輸入に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、二月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記
異動前の官職名 氏 名 異動後の官職名 年月日 異動
官職名 氏 名 官職名 年月日 異動
特許庁総務部長 竹内 征司 通商産業大臣官房 昭彦・二六

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁総務部長 林 昭彦君
同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁総務部長林昭彦君 (同日議長承認) を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任 近藤 忠孝君 補欠 下田 京子君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
マンシヨン問題に関する質問主意書 (塩出啓典君提出)
去る四日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (閣法第二号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一〇号)
外務委員会に付託

去る五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案 (閣法第一四号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険庫法の一部を改正する法律案 (閣法第一三三号)
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案 (閣法第一五五号)
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第一六号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第一七号)

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

昭和六十三年二月十七日 参議院會議録第五号

議長の報告事項

七八

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を内閣委員会に付託した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

同日内閣総理大臣から議長宛、本日大蔵大臣官房審議官千野忠男君の第百十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省銀行局保険部長 宮本 英利君
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省銀行局保険部長宮本英利君(同日議長承認)を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

社会労働委員会に付託

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

建設委員会に付託
同日内閣から、参議院議員塩出啓典君提出マニシヨン問題に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、二月十七日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和六十三年年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

去る十日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
在外務省経済局長 池田 勉彦 在シンド
ニ日本 昭三・三〇
館総領事

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 内田 勝久君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長内田勝久君(同日議長承認)を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十二日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案(閣法第三〇号)

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案(閣法第三二号)

労働組合法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

三四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案(閣法第二六号)

平和祈念事業特別基金等に関する法律案(閣法第二七号)

内閣委員会に付託
漁港法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)
森林開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(閣承認第一号)

農林水産委員会に付託
港灣法の一部を改正する法律案(閣法第三二五号)

運輸委員会に付託
同日内閣から、健康保険法第七十一条ノ四第六項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員
辞任 工藤万砂美君 補欠 吉川 博君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

港灣労働法案(閣法第三二六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第三五五号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案(閣法第一四号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員
辞任 吉岡 吉典君 補欠 諫山 博君

農林水産委員
辞任 諫山 博君 補欠 吉岡 吉典君

予算委員
辞任 鳩山威一郎君 補欠 岩上 二郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出(衆第一号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的 円高下の機械産業及び先端技術産業の実情と地域経済に及ぼす影響に関する実情調査

一、派遣委員
大木 正吾 沢田 一精
添田増太郎 宮島 晃
及川 一夫 馬場 富

神谷信之助 橋本孝一郎
香掛 哲男 山東 昭子
森山 眞弓 吉川 博

一、派遣地 愛知県 京都府 滋賀県 兵庫県
二、期間 二月二十二日から同月二十四日まで
三日間

一、費用 概算五八七、七〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十

条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十三年二月十六日

産業・資源エネルギー
に関する調査会長 大木 正吾

参議院議長 藤田 正明殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出レバレッド・リースによる米国製航空機の輸入に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀出啓典君提出マンション問題に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十七日任期満了による再任)

伊東 光晴
館 龍一郎

(同)
同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長及び同委員に任命したので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)(会長)

(同)(委員)
別府 正夫
神崎 克郎
(同)(同) 久保田 晃

(同)(同) 酒巻 俊雄
(同)(同) 杉山 克己

竹下総理の一連の神社参拝に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年一月十四日

参議院議長 藤田 正明殿

野田 哲

竹下総理の一連の神社参拝に関する質問主意書
本年一月、竹下総理が、「北沢八幡神社」「伊勢神宮」「明治神宮」「日枝神社」に参拝したことについて、憲法上、重大な内容を含んでいると考えられるので、以下のとおり質問する。

一 竹下総理は、本年一月一日に「北沢八幡神社」、一月四日に「伊勢神宮」、一月五日に「明治神宮」及び「日枝神社」に参拝したと報道されているが、事実か。

二 竹下総理が、「北沢八幡神社」「伊勢神宮」「明治神宮」「日枝神社」(以下、「各神社」という。)に参拝されたことが事実であるとするならば、以下の事柄について明らかにされたい。

1 各神社参拝に同行した①国務大臣の氏名、②政府関係者の氏名及び役職名、③公務員の氏名、役職名及び人数、④同行目的及び任務、⑤政府関係者及び公務員のうち、公務出張でない者の氏名及び任務。

2 ①竹下総理が各神社に参拝された際の交通手段は、何を使用したのか。さらに②その費用をいづれから拠出したのか。また、③国務大臣が同行した際の交通手段は何を使用したのか。④その費用はいづれから拠出されたのか。

3 ①同行した政府関係者及び公務員の費用をいづれから拠出したのか。また、②動員した公務員、警察関係者の費用をいづれから拠出したのか。

4 各神社に参拝された際、①いかなる目的を持ち、②いかなる拝礼形式を採ったのか。③「二礼二拍手一礼」によつて拝礼したと報道されているが、事実か。

5 各神社に参拝された際、①いかなる名目で、②いかなる形式で、金銭を拠出したのか。③その金額はいくらであったのか。④いづれから拠出されたのか。また、⑤公費による支出であると報道されているが、事実か。

6 各神社に参拝された際、「内閣総理大臣竹下登」と記載したと報道されているが、事実か。

三 竹下総理は、各神社参拝について、「私的参拝である」とか、公私の区別について「区別するのは私の考えにない」などと述べたと報道されているが、私的参拝と公式参拝はどう違うのか。どこで区別するのか伺いたい。

総理の所感を伺いたい。
右質問する。

昭和六十三年一月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員野田哲君提出竹下総理の一連の神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野田哲君提出竹下総理の一連の神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

竹下内閣総理大臣は、昭和六十三年一月一日に北沢八幡神社へ、同月四日に伊勢神宮へ、同月五日に明治神宮及び日枝神社へ参拝している。

二の1、2及び3について
(一) 北沢八幡神社、明治神宮及び日枝神社について
(1) 明治神宮については、国務大臣粕谷茂が同行している。北沢八幡神社及び日枝神社については、国務大臣は同行していない。

(2) 北沢八幡神社については内閣総理大臣秘書官上野治男が、明治神宮については同寺田輝介が、日枝神社については同波多野誠が、それぞれ連絡等の用務のため同行している。また、内閣総理大臣及び国務大臣粕谷茂の警護のため警察官が同行している。

(3) 内閣総理大臣は、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から公用車を使用している。また、国務大臣粕谷茂は、自宅から明治神宮までは自家用車を、明治神宮からは公用車を使用している。

(4) 内閣総理大臣秘書官は、在勤地における通常の職務として同行したものであり、特に費用は支出していない。また、警察関係

者の費用は、法令の規定に従い国及び東京都が支弁している。

(一) 伊勢神宮について

(1) 同行した国務大臣の氏名は、林田悠紀夫、藤本孝雄、佐藤隆、田村元、石原慎太郎、中山正暉、中村太郎、越智伊平、梶山静六、高島修、中尾栄一、伊藤藤一郎及び堀内俊夫である。

(2) 内閣総理大臣秘書官波多野誠、同上野治男、内閣総理大臣秘書官事務取扱小川是、同渡辺修、法務大臣秘書官事務取扱池上政幸、厚生大臣秘書官事務取扱木村政之、農林水産大臣秘書官事務取扱田原文夫、通商産業大臣秘書官事務取扱野田、運輸大臣秘書官事務取扱金沢、郵政大臣秘書官事務取扱森清、労働大臣秘書官事務取扱田口一信、建設大臣秘書官事務取扱野見山恵弘、自治大臣秘書官事務取扱山善博、総務庁長官秘書官事務取扱藤井昭夫、経済企画庁長官秘書官事務取扱滑川雅士、科学技術庁長官秘書官事務取扱高村光威、内閣広報官脇谷、内閣事務官鈴木忠孝、同持正吉、同浅田光、同羽深成樹、同山田哲範及び同五十嵐元一が、連絡、記者会見等の業務等のため同行しており、また、内閣総理大臣及び各閣務大臣の警護のため警察官が同行している。このうち、通商産業大臣秘書官、科学技術庁長官秘書官及び環境庁長官秘書官については、国費の支出はない。また、農林水産大臣官房長室が、私人の立場で同行している。

(3) 内閣総理大臣は、往復とも、東京駅と名古屋駅との間は東海道新幹線を、名古屋駅と宇治山田駅との間は近鉄名古屋・山田線を利用し、その費用については国費の支出はない。建設大臣は名古屋駅で、通商産業大臣及び環境庁長官は宇治山田駅で、それぞれ内閣総理大臣と合流し、以後東京駅ま

で同行し、また、厚生大臣及び科学技術庁長官は東京駅から帰路宇治山田駅まで同行し、その他の国務大臣は往復とも内閣総理大臣と同行しており、その費用についてはいずれも国費の支出はない。なお、宇治山田駅と伊勢神宮との間は、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、内閣総理大臣は公用車を、各閣務大臣は国費で借り上げたバスを使用している。

(4) 警察関係者の費用は、法令の規定に従い国及び関係都県が支弁している。

二の4、5及び6について
内閣総理大臣の各神社への参拝は私的なものであり、参拝の目的、拝礼の形式等については、回答を差し控えたい。なお、参拝した際に公費は支出していない。

三について
公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、私人の立場で参拝することは私的参拝であると考えている。国務大臣の神社等への参拝に係る公私の区別の基準については、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解の考え方のとおりである。

四及び七について
大日本帝国憲法においては、安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かない限りにおいて宗教の自由を保障していたが、現行憲法は、宗教の自由を実質的なものとするため、第二十条第一項前段及び第二項において信教の自由を保障した上、国その他の公の機関が宗教に介入し、又は関与することを排除する見地からいわれる政教分離の原則に基づく規定として同条第一項後段及び第三項並びに第八十九条の規定を設けたものであり、現行憲法のこれらの規定を尊重すべきことは当然であると考ええる。

五について
ある特定の行為が憲法第二十条又は第八十九条の規定に違反するかどうかは個別具体的に判断されるものであるが、一般的にいえば、例えば、国が、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを国民に対して強制したり、公の財産を宗教団体の使用、便益又は維持のために支出し又はその利用に供したりすることは、憲法のこれらの規定に違反する。

六について
公式参拝とは三についてにおいて述べたとおりであり、私人の立場での参拝は、それが繰り返されたとしても、公式参拝となるものではない。なお、伊勢神宮への参拝は、昭和三十年に鳩山内閣総理大臣が行つて以来、昭和三十六年から昭和三十九年まで、昭和四十一年及び昭和四十九年を除き、毎年、当時の内閣総理大臣が行つているところであるが、これらはいずれも私人の立場で行われたものである。

レバレッジド・リースによる米国製航空機の輸入に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年一月二十五日
本平八郎
参議院議長 藤田 正明殿

レバレッジド・リースによる米国製航空機の輸入に関する質問主意書
昨年十二月十四日付けの『税務通信』によると、近々国税庁は、レバレッジド・リース取引を全て金融取引とみなすことにより、実質上レバレッジド・リースを不可能にする方向で検討中とのことだが、この件につき以下質問する。

一 現在日本においてレバレッジド・リースの対象になつてゐる主たる品目は、米国並びに欧州製大型旅客機(ジャンボ七四七ないしはA三〇〇)など航空機が中心で、年間数十機、数千億円と了解するが、事実関係はどうか。

二 国税庁は、土地取引などで巨利を得た者がレバレッジド・リースのレサラーとなることにより節税を図つてゐるケースがあるので、税の公平の原則上も適切な課税方法に変える必要ありとの観点の由だが、事実関係はどうか。

三 右の二が事実とすれば、国税庁の考え方も一理あらんと思うが、他方、レバレッジド・リースが民間資金を活用した航空機輸入の促進に多大の貢献をしてきたこと、米国においても一定のルールのもとに税法上レバレッジド・リースが認められてゐることも十分留意すべきである。したがつて、土地売却益の節税に乱用されないよう配慮しつつ、レバレッジド・リースの健全な発展を図るという方向で、税法上の取扱いを明確化するべきものであつて「実質的禁止」は適切な措置ではないと考えるが、政府の見解はどうか。

四 国税庁の調査が開始されて以降、リースに対する取扱いを変更した場合には、米国製航空機の輸入促進策の縮減と受け取られるおそれがある。航空機製造業は米国の主力輸出産業であることもあつて、米国の対日感情を刺激することになるが、政府としてどう対応するのか。

五 世界的な余剰資金の偏在が世界の金融界、特に為替及び株式市場に好ましからざる不安定要因となつてゐることが、しばしば指摘されてゐる。特に我が国においては日米貿易摩擦解消、ひいては世界経済の安定成長のために内需拡大が当面の政策課題となつてゐる。元来リース制度は、税制上のメリットを利用して投資促進を図ることで発達してきたもので、欧米では財政・金融政策につぐ第三の景気調整方法として採り上げられてゐるところである。

したがつて内需拡大のためには、いまこそ投資促進のためのリース制度を整え、大いに民間の余剰蓄積を活用し、国際経済に応えるべき時と考える。かかる情勢下で利用価値の高い分野について税法上の取扱いを変更し、リース取引

の一部を削減することになる行政措置をとることとは、現下の最重要政策課題である内需拡大の趣旨に反すると考えるが、政府の見解はどうか。右質問する。

昭和六十三年二月十六日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出レバレッジ・リースによる米国製航空機の輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出レバレッジ・リースによる米国製航空機の輸入に関する質問に対する答弁書

一について

社団法人リース事業協会会員企業を対象とした調査によれば、昭和六十二年において、いわゆるレバレッジ・リース取引で取り扱われた航空機の総数は約四十機、取得価額総額で約千八百億円と承知している。

二及び三について

現在行われているいわゆるレバレッジ・リース取引においては、契約内容等からみて賃借人がリース物件を実質的に所有していると認められるものがあり、また、賃借人において当該リース物件の法定耐用年数に基づいて減価償却費を計上すると同時に、法定耐用年数に比し長期に設定されたリース期間に基づいて賃借人からリース料を収受するなどの特徴がみられる。このため、こうしたレバレッジ・リース取引では、賃借人において、リース期間当初はリース料に比し多額の減価償却費が計上され、これにより賃借人の他の事業等から生ずる所得を減少させる等の課税上の弊害を生じている事例もみられるところである。

したがって、いわゆるレバレッジ・リース

取引については、それ自体を規制するというのではなく、適正、公平な課税の実現を図ることの観点から、取引の実態等を踏まえて、課税上の弊害が生ずることのないよう適切な措置を講ずべきものと考えている。

四について

いわゆるレバレッジ・リース取引については、それ自体を規制するというのではなく、適正、公平な課税の実現を図ることの観点から、適切な措置を講ずべきものと考えている。

また、政府としては、輸入促進を図る観点等から、航空機についても特別の融資制度を設ける等の施策を講じているところである。

五について

リース取引は企業における設備調達手段として重要な役割を果たしているものと考えており、政府としては、今後も民間設備投資を進めていく上でリース取引の積極的な活用を図ることも必要であると考えている。

しかしながら、一方で、適正、公平な課税の実現を図る観点から、いわゆるレバレッジ・リース取引の中で課税上の弊害があるものについては、取引の実態等を踏まえて、適切な措置を講ずべきものであると考える。

マンション問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年一月二十九日

塩出 啓典

参議院議長 藤田 正明殿

マンション問題に関する質問主意書

近年、マンションは永続的な生活の場として見直されつつあり、建設戸数も急増しているが、それに伴いマンションの居住性能、管理条件、売買

昭和六十三年二月十七日 参議院会議録第五号

質問主意書及び答弁書

関係などについての不満、苦情が続発している。とりわけ維持管理をめぐるトラブルは多発の傾向にあり、大きな社会問題ともなっている。これらマンションをめぐる様々な問題は、住宅政策の基盤に重要な問題を含んでいると考えるので、以下の諸点について政府の見解と対応を伺いたい。

一 管理組合とマンション分譲会社及び管理会社との間で、維持管理などの費用負担について問題が起きているが、その実態はどうなっているのか。またその対策はどうか。

二 マンションの管理については、管理会社に業務委託して行っているが、マンション管理会社の実態は明らかでない。したがって、その実態を定期的に調査し、管理組合関係者に公表すべきと考えるがどうか。

三 管理組合の中には、大規模修繕の時期になっても修繕積立金の不足、多額の一時金徴収の困難さ等のため必要な工事ができないところもある。したがって、管理組合に対する政策融資の拡充、修繕積立金の預金利息に対する非課税措置等の助成策を早急に講ずべきと考えるがどうか。

四 建物の瑕疵担保責任の期間は、現在通常二年とされているが、建物の欠陥は新築後三〜五年以降十年頃までに出てくるのが実情である。したがって、瑕疵担保責任期間を十年以上に延ばすべきであると考えるがどうか。

五 いわゆる改正区分所有法の趣旨と内容が、管理組合等の関係者の間でも十分に理解・認識されていないことがトラブル多発の一因となっている。したがって、主要都市において同法の説明会を開催し、その周知徹底を図るべきと考えるがどうか。

六 マンション管理問題については、政府部内においても多くの部署が分掌しているが、これでは実効ある行政は行い得ない。したがって建設省行政のうち、マンションに関する事務はすべ

て民間住宅課において所掌するようにすべきと考えるがどうか。

七 建設省が告示したコンクリートの塩化物含有量の総量規制（コンクリート一立方メートル当たり〇・三キログラム）の実施状況をどのように把握しているのか。新築マンション販売時においては、その物件のコンクリートの品質表示（塩化物含有量等）を消費者に知らせよう義務づけるべきと思うがどうか。右質問する。

昭和六十三年二月十六日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員塩出啓典君提出マンション問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

マンションについては、管理組合が自らその管理を行うものほか、管理業者に委託して管理を行っているものが増加している。

このような状況を踏まえ、マンションの管理規約の作成に当たつての指針となる中高層共同住宅標準管理規約及びマンションの管理委託契約の締結に当たつての指針となる中高層共同住宅標準管理委託契約書の作成及びこれらの周知を行うこと等により関係者に対し必要な指導等を行っているところであり、今後とも、引き続きこれらの施策を推進してまいりたい。

二について

マンション管理業者については、中高層分譲共同住宅管理業者登録規程（昭和六十年建設省告示第千五百五号）に基づき、営業年度ごとの登録業者の現況報告書を公表の閲覧に供し、管理組合等に対し登録業者の管理実績、財務状況等の現況を公表しているところである。

三について

建設省においては、適切な大規模修繕工事の実施を促進するため、従来から中高層共同住宅標準管理規約の周知等を通じて修繕積立金の積立てを奨励するとともに、住宅金融公庫において、管理組合を対象とした住宅改良資金の貸付けを行っているところである。また、財団法人マンション管理センターにおいても、大規模修繕工事の実施及びその資金の調達に係る指導、相談等の業務が行われているところである。

今後とも、適切な大規模修繕工事の実施を促進するため、必要な施策の検討を行つてまいりたい。

なお、修繕積立金の預金利子に対する非課税措置については、一戸建て住宅の所有者が修繕の目的で積み立てている預金利子との税負担の公平の観点等から困難であることを御理解いただきたい。

四について

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第四十条においては、宅地建物取引業者が自ら売主となる建物の瑕疵担保責任に関し、瑕疵担保責任を負う期間について建物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)に定めるものより買主に不利となる特約をしてはならないこととしている。

昭和五十八年に実施した「建築物工事瑕疵問題実態調査」においても、マンションにおける不具合は、入居後二年以内に集中的に発生しているものの、二年を超えて発生する不具合も相当数あることから、その対応策等について検討することが必要と考へている。瑕疵担保責任期間の延長については、瑕疵か否かの判断が一層困難になることやその費用の最終的な負担の問題等解決すべき問題も多いことから、直ちに延長することは難しいと考へられるが、マンションの長期保証の充実に向けて、アフターサービスの

制度の確立等につき早急に検討を行つてまいりたい。

五について

昭和五十八年法律第五十一号により改正された建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)については、必要に応じ、関係団体と協議しつつ、今後とも、その趣旨の周知徹底に配慮したい。

六について

マンション管理に係る問題については、行政の多岐の分野に関連していることから、関係各部署が、相互に密接な連絡を図りながら対処しているところである。今後とも、関係各部署の連絡を一層密にし、マンション管理に係る行政を推進してまいりたい。

七について

コンクリートに含まれる塩化物の総量の規制は、「コンクリートの耐久性確保に係る措置について」(昭和六十一年六月二日付け建設省住宅局建築指導課長通知)に基づき、昭和六十二年四月から半年間の猶予期間において実施されているところである。同年五月の実施状況調査では約半数の特定行政庁で既に塩化物量測定の実施が完了している。さらに、同年十月一日以降は総量規制に完全に移行しており、今後とも、塩化物総量規制の徹底を図つてまいりたい。

また、マンション販売時におけるコンクリートの品質表示の問題については、塩化物含有量の規制が充実されてきていることもあり、慎重に検討してまいりたい。

第四号中正誤

ハシ	段行	誤
五	四	終わり
五	三	基地で
六	二	生活権
		生存権
		基地が
		正

発行所

〒 105
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課 タイヤルイン
電話 03(5561) 8101
定価 一〇円